

営業活動促進事業 Q&A 者：助成対象者

No.	カ テ ゴ リ	質問	回答
1	者	大手企業のフランチャイズ店を個人事業主が運営している場合は対象となるか？	個人事業主として確定申告を行っており、本助成金の要件に合致すれば対象となります。
2	者	申請要件の「区内で事業を1年以上営んでいること」とあるが、申請時点では1年に満たないが、助成対象期間中に1年経過すれば問題ないのか？	1年経過後に申請ください。
3	者	法人で、本社は区外だが、店舗は区内にある。助成金の対象となるか？	店舗の営業許可証等により区内で事業を行っていることが確認できれば、対象となります。
4	者	区内に住んでいる個人事業者だが、区外で事業を営んでいる。対象となるか？	対象となりません。対象は、板橋区内で事業を営む中小企業者（個人事業者含む）となります。
5	者	多店舗展開しているが、店舗ごとに申請可能か？	申請できません。申請は、1事業者につき1回となります。
6	者	士業法人（弁護士、公認会計士、税理士、行政書士、司法書士、弁理士、社会保険労務士、中小企業診断士等）は対象となるか？	サービス業における中小企業基本法の定義（資本金5千万円以下または従業員数100人以下）に該当すれば対象となります。
7	者	一般社団法人、医療法人、NPOなどは対象となるか？	それらは中小企業法で定める中小企業に該当しないため、対象となりません。